

補助金調書

補助金名	中洲まつり実行委員会補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局国際経済・コンテンツ部 まつり振興課(TEL092-711-4359)
交付先	団体	中洲まつり実行委員会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	補助事業を成し得る団体が、中洲まつり実行委員会以外存在しないため。				
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	7	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	本市を代表する歓楽街であり、重要なアフターコンベンションの場でもある中洲で開催する「中洲まつり」の運営を支援することにより、中洲地区の活性化及びにぎわいの創出を図り、もって本市の経済の発展に資することを目的とする。 補助金を交付する対象となる事業は、中洲まつりにおける舞台、付帯設備等を設置し、運営する事業とする。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	本市を代表する歓楽街である中洲で行われている中洲まつりは、高い集客により、中洲地区の活性化及びにぎわい創出に貢献しており、本市経済のさらなる発展に寄与するため、引き続き支援する必要がある。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 (1) ステージ設営費 (2) 本部1、5丁目設営費 (3) 光熱費 (4) 看板設置費 (5) ワゴン設営費 (6) ワゴン撤去費 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し、交付する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	0 件	0 件	
	1,300 千円	1,300 千円	0 千円		0 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	はしご酒大会の実施、中洲國廣女みこし、中洲大通りの「イベント広場」開設など				
補助金交付 による効果	中洲地区の活性化及びにぎわいの創出を図り、もって本市の経済の発展に資する。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。